

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に係る 関係政令・関係省令（案）について

I. 背景

国土交通省では、今国会において、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案を提出したところです。同法律案においては、踏切道改良促進法について、国土交通大臣が平成28年度以降の5箇年間においても改良すべき踏切道を指定するものとするとともに、現行の立体交差化計画等を廃止し、地方踏切道改良計画等を創設するほか、道路法について、道路協力団体制度の創設等の改正を予定しています。

これに伴い、踏切道改良促進法施行令、道路法施行令等の関係政令及び踏切道改良促進法施行規則、道路法施行規則等の関係省令の一部を改正し、法の施行に必要な手続等を定めることとするものです。（平成28年4月1日施行予定部分のみ）

II. 改正の概要

※以下の内容については、今後の国会の審議の状況により、変更がありえます。

1. 政令案関係

- (1) 踏切道改良促進法施行令（昭和37年政令第302号）の一部改正関係
踏切道改良促進法における立体交差化計画等の廃止、地方踏切道改良計画等の創設等に伴う規定の整備を行います。
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正関係
道路法における道路協力団体制度の創設により道路管理者の権限（例：道路協力団体の指定、道路協力団体の行う占用等に係る協議等）が追加されることに伴い、国土交通大臣が指定区間外の国道の新設等を行う場合において道路管理者に代わって行う権限等について、所要の改正を行います。
- (3) その他所要の改正を行います。

2. 省令案関係

- (1) 踏切道改良促進法施行規則（平成13年国土交通省令第86号）の一部改正関係
 - ① 交通事故の防止及び交通の円滑化を図るために平成28年度以降の5箇年間に於いて改良することが必要と認められる踏切道として国土交通大臣が指定する際の基準（指定基準）は、現行法における改良の方法別の指定基準を廃止し、改良の方法によらない指定基準とした上で、次のいずれかに該当する踏切道とすることとします。
 - ・ 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が一定以上となるもの
 - ・ 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量の和等が一定以上となるもの
 - ・ 一時間当たりの踏切遮断時間が一定以上となるもの

- ・ 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のものであり、一定以上の条件を満たすもの
 - ・ 踏切道を通る列車の速度が一定以上のものであって、踏切遮断機又は踏切支障報知装置が設置されていないもの
 - ・ 事故が一定以上発生しているもの
 - ・ 通学路における児童等の通行の安全を特に確保する必要があるもの
 - ・ 付近に老人福祉施設等があることにより高齢者等の通行の安全を特に確保する必要があるもの
 - ・ その他地域の実情等を考慮して踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの
- ② 安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する基準（踏切道改良基準）について、①の指定基準に該当しないこととなるような改良の方法等とするべき旨を規定することとします。
- ③ 地方踏切道改良計画の国土交通省令で定めることとされた計画記載事項について、次の事項等を規定するとともに、計画の提出の際には必要な資料を添付しなければならないことと規定します。
- ・ 踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名
 - ・ 工事の概要、工事に要する費用、時期等
 - ・ 踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- ④ 上記のほか、踏切道改良促進法の条項番号の変更等に伴い、必要な規定の整備を行います。
- (2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の一部改正関係
- ① 道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体の要件について、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項等を有しているものと規定します。
- ② 道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物、物件又は施設について、シェアサイクル施設等を規定します。
- ③ 道路協力団体が承認又は許可の特例を受けることができる行為について、以下のものを規定します。
- － 花壇の整備等の道路に関する工事又は除草等の道路の維持
 - － シェアサイクル施設等の設置のための道路の占用
- (3) その他所要の改正を行います。

Ⅲ. スケジュール（予定）

施行：平成28年4月1日